第二条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二　貨客運送効率化事業　旅客陸上運送事業（旅客運送事業（国内一般旅客定期航路事業等を除く。）をいう。第二十七条の十第二項において同じ。）及び貨物陸上運送事業（貨物鉄道事業（鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。第二十七条の八第三項において同じ。）、貨物軌道事業（軌道事業のうち貨物の輸送を行うものをいう。同項において同じ。）及び一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業をいう。第二十七条の九第三項第八号において同じ。）をいう。）について、同一の車両又は自動車を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行うことその他の方法により、これらの事業に係る車両、自動車、施設その他の経営資源を共用し、運送の効率化その他の経営の効率化を図るための事業であって、当該旅客陸上運送事業の経営の安定に資するものをいう。

十三　地域公共交通利便増進事業　地域公共交通の利用者の利便を増進するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げるもののいずれかを行う事業をいう。

イ　特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更で利用者の利便を増進するもの

ロ　一の種類の旅客運送事業から他の種類の旅客運送事業への転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（第二号ハの国土交通省令で定める者の行うものを除く。以下単に「自家用有償旅客運送」という。）から旅客運送事業への転換で利用者の利便を増進するもの

ハ　自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更で利用者の利便を増進するもの

ニ　利用者が期間、区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他の利用者の利便を増進する運賃又は料金の設定

ホ　一定の運行間隔その他の一定の規則により利用者の利便を増進する運行回数又は運行時刻の設定

ヘ　共通乗車船券（二以上の旅客運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者（同号ハに掲げる者にあっては、自家用有償旅客運送者を除く。）をいう。以下このヘにおいて同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各旅客運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。）の発行

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、利用者の利便を増進する事業として国土交通省令で定めるもの

第二条に次の一号を加える。

十六　新モビリティサービス事業　情報通信技術その他の先端的な技術を活用して二以上の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスを提供する事業をいう。

第三条第一項及び第二項第一号中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、同項第二号及び第三号中「地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、同項第六号中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　新モビリティサービス事業に関する基本的な事項

第三条第三項中「であること」の下に「並びに交通が観光旅客の来訪及び滞在の促進に不可欠なものであること」を、「増進」の下に「及び観光の振興」を加える。

第四条第一項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、「提供」の下に「、助言その他の援助」を加え、同条第二項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、「、必要があると認めるときは」を削り、同条第三項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第五条の見出しを「（地域公共交通計画」に改め、同条第一項中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「ことができる」を「よう努めなければならない」に改め、同条第二項中「地域公共交通網形成計画に」を「地域公共交通計画に」に改め、同項第一号中「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改め、同項第二号、第三号、第五号及び第七号中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同条第三項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三十七条の規定による資金の確保に関する事項

二　都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項

三　観光の振興に関する施策との連携に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

第五条第十項中「第六項」を「第七項」に、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。

9　都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。

第五条第五項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

第六条第一項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、「以下」の下に「この章において」を加え、同条第二項第一号及び第二号並びに第六項中「地域公共交通計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（地域公共交通計画の評価等）

第七条の二　地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。